

池田町地域活性化起業人（副業型）募集要項

令和8年8月10日

池田町では、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、専門的な知見や経験、人脈を活かして、町の業務にご支援、ご協力いただける副業型の地域活性化起業人を募集します。

1 地域活性化起業人（副業型）制度の概要

本制度は、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と地方圏の地方自治体が協定を結ぶことにより、専門的なノウハウや知見を活かして地域活性化を図る取組に対して総務省が財政支援を行う制度です。

2 募集対象

- (1) 令和8年4月1日時点で25歳以上の方
- (2) 三大都市圏内の民間企業等に所属している方
- (3) 心身ともに健康で、積極性・協調性を有し、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方

3 主な業務

- (1) 国の動向に係る情報収集及び調査に関する業務
- (2) 組織のマネジメントに関する業務
- (3) 戦略的な構想のアドバイザー業務
- (4) その他、当町の地域活性化に資する業務

4 配属先

池田町役場 総務課

5 従事期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）

※令和8年度予算において、当該事業に係わる予算の減額や削除があった場合は、この限りではありません。

※活動実績等を勘案したうえで双方の意思により年度単位で更新し、最長3年まで延長することができます。

6 募集人員

1 名

7 費用負担

従事期間中の報償費等と移動に係る旅費として、それぞれ年間 100 万円を限度（合計上限 200 万円）に、予算の範囲内で負担します。

報償費：月額 8 万円

8 勤務形態

月 4 日以上かつ月 20 時間以上業務に従事し、うち池田町内で月 1 日以上滞在していただきます。（具体的な勤務日時は応相談）

9 応募期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）

10 応募方法

以下の書類を池田町役場総務課みらい戦略室に電子メールまたは郵送で提出してください。

- ・ 申込書（指定様式）
- ・ 承諾書（任意様式）

11 選考の流れ

書類選考のうえ、9 月 15 日（火）までに結果を応募者へ通知します。

※合否理由等については回答不可。

12 その他

- （1）他自治体で地域活性化起業人に任用されている方は応募できません。
- （2）毎月「活動報告書」をご提出いただきます。
- （3）総務省の地域活性化起業人制度推進要綱、チェックシート等を確認ください。
- （4）上記に記載のない事項については、協議の上決定します。

13 お申し込み・お問い合わせ

池田町役場 総務課みらい戦略室

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

メール：mirai@town.ikedanagano.jp

電話：0261-62-3131 FAX：0261-62-9404